

司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第21号 2019年(令和元年)7月12日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング9階 宏和法律事務所内

URL <http://www.shihouaccess.jp>

第21号

Contents

大崎事件、再審取り消し —最高裁	2
.....	
優生保護法による強制不妊に違憲判決、国の責任は認めず	3
.....	
相次ぐ性犯罪無罪判決 —法改正求める声も	4
.....	
ハラスメント規制関連法成立 —企業のパワハラ対策を義務化	5
.....	
セクハラ調査の法務部長を解雇 —龍角散	6
.....	
改正児童福祉法が成立、体罰禁止を明文化 —来年4月から施行	7
.....	
布川事件国賠訴訟、証拠開示の在り方問われる	8
.....	
核心司法・公判中心主義への取組評価 —裁判員制度10年報告(最高裁)	9
.....	
ハンセン病家族訴訟で賠償命令 —熊本地裁	10
.....	
取り調べ全過程の録音・録画義務化 (刑事司法改革関連法全項目実施)	11
.....	
法の支配(rule of law)の後退に懸念 (ワールド・ジャスティス・プロジェクト)	12
.....	
安保法制違憲訴訟傍聴記(2) 新安保法制の違憲性を明言—前橋地裁ではじめての証人尋問	佐川孝志 13
.....	
編集後記	16
.....	

大崎事件、再審取り消し — 最高裁

鹿 児島県大崎町で1979年に男性の遺体が見つかった「大崎事件」で、殺人罪などで服役した、被害者の義姉の原口アヤ子さん(92)が裁判のやり直しを求めている第三次再審請求審で、最高裁第一小法廷(小池裕裁判長)は6月25日付けで、再審を認めた福岡高裁宮崎支部と鹿児島地裁の決定を取り消し、再審請求を棄却する決定をし、再審を認めない判断が確定しました。決定は全員一致のもので、一審、二審の再審決定を最高裁が覆したのは初めてとみられます。

新証拠の証明力認めず

第三次請求審で弁護側は「遺体の状況が確定判決の認定と矛盾する」とする法医学者の鑑定を新証拠として提出。福岡高裁宮崎支部の再審開始決定(2018年3月)は、義弟が側溝に転落して出血性ショックで死亡した可能性もあると認め、これを無罪とする新証拠と位置づけました。小法廷はまずこの鑑定の証明力について検討し、遺体は腐敗して得られる情報が限定的だったうえ、解剖されたときに撮影された写真などをもとに鑑定が実施されていたことを挙げ、「基礎となる情報に問題があり、証明力にも限界がある」としました。さらに「鑑定は暴行などの外力が加えられた可能性を十分に検討していない。死因や死亡時期に関する認定に、鑑定が決定的な証明力を持つとまでは言えない」と述べました。また、「共犯者とされた親族の自白や目撃供述は相互に支えあっているだけでなく、客観的状況からも支えられている」として信用性を確認し、高裁決定は鑑定を過大評価し、実質的な総合評価を行わずに結論を導いたもので、不合理と結論づけました。

再審開始のハードル厳しく

再審の門を開いたとされる最高裁の「白鳥決定」は1975年、「新旧の証拠を総合的に判断する」とし、その後多くの再審決定がなされてきました。今回の決定は再審開始の要件としての新証拠の証明力を厳しく認定したもので、再審のハードルをあげたものではないとする見方がありますが、この事件では3つの裁判体で再審決定がなされており、今回の決定に対しては再審開始決定を覆すだけの説得的な論証が不足しているとの指摘がなされています。

また、再審開始決定を取り消しながら、原口さん本人の関与があったかどうかには触れず、法律論だけで決着をつけてしまっているとする批判があります。

第二次再審請求審で証拠開示に関する意見書を出した指宿信教授(成城大学)は、「鹿児島地裁も福岡高裁宮崎支部も事実調べをして再審開始を素早く認めたのに対し、最高裁は1年近く事件を放置したうえで不意打ちとも言える決定をした。憲法が保障する『公平で適正な裁判を受ける権利の侵害』ではないか。司法への信頼を大きく損ね、再審請求のハードルをむやみに高めたとしか言いようがない。」と批判しています。

今回の再審請求審では、検察側が地裁の勧告を受け、事件から約35年たって写真のネガを公開するなど、証拠開示の問題も改めて明らかになりました。

(主な参考資料 2019年6月27日毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞)

大崎事件第3次請求審の各裁判所の判断

※○は再審開始の根拠と認める、×は認めない

再審請求に出された新証拠	鹿児島地裁 (2017年6月)	福岡地裁宮崎支部 (18年3月)	最高裁 (19年6月)
被害者が事故死した可能性を指摘した法医学鑑定の評価	死因を「窒息死」と推定し有罪判決の根拠となった別の法医学鑑定の証明力が減った	新証拠の鑑定は十分に信用できるもので、事故死した可能性が高い	新しい鑑定は解剖時の写真などを基にしており、死因を決定的には証明できない
	○再審開始	○再審開始	×再審開始せず

(読売新聞 2019年6月27日より転載)

優生保護法による強制不妊に違憲判決、国の責任は認めず

旧優生保護法の下で知的障害を理由として不妊手術を強制されたのは違法だとして、宮城県内の60代と70代の女性が国に計7,150万円の損害賠償を求めた訴訟において、仙台地裁（中島基至裁判長）は、5月28日、旧優生保護法は違憲であるとの判断を示す一方、被害者救済の立法措置をとってこなかった国側の責任を認めず、損害賠償請求を棄却しました。今回の判決は、全国7地裁での同種訴訟で初めてのものです。

立法の懈怠は認めず、「除斥期間」を適用

判決では、旧法による強制不妊手術は、子どもを産み育てるかどうかを意思決定する権利（リプロダクティブ権）を奪い、幸福追求権を定めた憲法13条に違反する誠に悲惨なものであり、「権利侵害の程度は極めて甚大」と指摘し、強制不妊に関する旧法の規定は憲法に違反し、無効であると厳しく断罪しました。

その一方、国が長年にわたって特別な立法措置をとらなかった点は、リプロダクティブ権を巡っての法的議論が少なかったこと、憲法違反に関する司法判断がされなかったことを理由に「違法の評価を受けるものではない」とし、国と政府の責任を不問としました。また、原告側の「旧法に疑義を示す学説、判例がない時代に国を訴えるのは不可能だったのであり、除斥期間を形式的に適用することは国家賠償請求権を保障した憲法に反する」との主張に対して、判決は、除斥期間は「法律関係を速やかに確定することの重要性から画一的に定められ、合理的だ」とし、適用を求めた国の主張を認めました。

旧優生保護法は、「不良な子孫の出生防止」を目的とし、知的障害や精神疾患、遺伝性疾患などを理由に不妊手術を認めた法律であり、1948年に議員立法で制定されました。1996年に障害者差別にあたる条文を削除し、母体保護法に改正されています。不妊手術を受けたのは2万5千人、うち1万6,500人は強制とされています。

今回の司法判断に先立ち、本年4月、国会は一時金320万円の一律支給を盛り込んだ救済法を定め、即日施行されています。この法律では、前文で被害者への「反省とおわび」を明記しているものの、主体は「われわれ」と曖昧な表現にとどまっており、国の責任に触れているものとはなっていません。

今回の判決においても、「国家賠償法とは別の法律を作る必要はあった」としつつ、どんな賠償制度を作るかは国会の裁量に委ねられており、「国会にとって立法措置が必要不可欠であるかどうかは明白でなかった」とし、国と政府の責任を否定しています。

しかし、国連の人権機関は1998年以降、再三に亘って必要な法的措置をとるよう日本政府に勧告し、日弁連も同様の意見を表明してきました。また、2004年には当時の坂口力厚生労働大臣が国会で「今後考えていきたい」と答弁しています。このような事実があるにも関わらず、人権を否定する法律を作った立法府、問題を放置した行政の責任を問わず、結果として障害者だけが大きな犠牲を背負う状況を司法が追認する今回の判決には、大きな問題があります。また、国家賠償を認めない根拠とした除斥期間についても、「著しく正義、公平に反する」として適用しなかった判例や、期間の起算点を被害が出た時に遅らせ、救済を広げた判例もあります。

今回の判決は、ハンセン病患者の隔離政策を違憲とし、国に賠償を命じた2001年の熊本地裁判決に比べはるかに後退したもので、問題の解決を大幅に遅らせるものと思われます。

判決を受けた原告側の新里宏二弁護士団長は、違憲の判断に一定の評価を示しつつ、「被害者の救済には全くなっておらず、意味がない。憤りを禁じ得ず、失望も大きい」として、控訴する方針を明らかにしました。

（主な参考資料、2019年5月29日東京新聞、同朝日新聞、同毎日新聞）

相次ぐ性犯罪無罪判決 一法改正求める声も

刑 事裁判の有罪率が99.9%の日本で、この3月に性暴力事件に関する4件の無罪判決が相次いで出されました。

- (1) 3月12日の福岡地裁久留米支部の準強姦事件（泥酔させられた女性が眠り込んだところを性交。刑法改正前の2017年2月の事件、3月26日検察側が控訴）
- (2) 3月19日の静岡地裁浜松支部の強制性交致傷・傷害事件（外国籍の男が25歳の女性に性交を強要し、けがをさせた。刑法改正後の2018年9月の事件、検察側控訴せず無罪確定）
- (3) 3月26日の名古屋地裁岡崎支部の準強制性交等事件（抵抗できない状態の長女に父親が12歳のときから性暴力を繰り返す。刑法改正後の2017年7月、9月の事件、4月8日検察側控訴）
- (4) 3月28日の静岡地裁の強姦事件（父親が12歳の長女に2年間にわたって性行為を強要。刑法改正前の2017年6月の事件、4月10日に検察側控訴）

2017年の刑法改正で、強姦罪・準強姦罪は強制性交罪・準強制性交罪に変わり、被害者の告訴は不要になり、法定刑が懲役3年以上から5年以上になりましたが、強制性交罪には「暴行または脅迫」によって被害者が抵抗することが著しく困難な状態での性交、準強制性交罪には「心神喪失または抗拒不能（抵抗が不可能）」に乗じての性交という構成要件が維持されました。

☝ 「故意」、「抗拒不能」の認定に 消極的な裁判所

今回の無罪判決の主な理由は次のとおりです。

- (1) 福岡地裁久留米支部の判決は、20代の女性が、スノーボードサークルの飲み会でテキーラを一气飲みさせられ、抵抗不能の状態であったことは認められるが、周りからは意識があるかのように見えたなどして、男性は抵抗できない状態と認識しておらず、乗じた行為とはいえないとし「故意は認められない」と認定したものです。
- (2) 静岡地裁浜松支部事件の判決は、女性が「頭が

真っ白になって」抵抗できなかったのを、男性が「抵抗を困難にさせたと自覚できず、消極的な承諾があると考えた可能性がある」として「故意は認められない」と認定したものです。

- (3) 名古屋地裁岡崎支部の判決は、長女が中学時代から性的虐待を受け、抵抗し難い状態があったこと、事件の直前にも暴力行為があったことを認めつつ、過去に抵抗して拒んだ経験やアルバイトをして一人暮らしも考えていたなどして、「父親に人格を完全に支配され、服従せざるを得ないような関係だったとまではいえない」のであり、抗拒不能の状態とはいえないと結論付けたものです。
- (4) 静岡地裁の判決は、唯一の直接証拠である長女の証言は変遷しており信用できない、家族がひとりも長女の声に気づかなかったのは不自然で不合理であるとしたものです。

これらの裁判では、いずれの場合も被害者の意に反した性交とは認めつつ、「抵抗が著しく困難だったとはいえない」「抵抗できない状態だと加害者が認識していなかった」などして無罪とする点で共通しています。

☝ 市民感覚とずれ、 司法への不信感から立法への期待

こうした一連の判決に対し、5月13日、性暴力被害者の当事者団体「スプリング」は、「司法の判断は被害実態を反映しておらず、市民感覚とずれている」「一連の無罪判決では、被害者が同意していないと認定されながら、無罪となっている。刑法の見直しの審議を始めてほしい」とし、法務省に「暴行・脅迫」要件などの性犯罪規定が「あまりにも高いハードルとなっている」として全面的な見直しを求めるとともに、最高裁に、裁判官に被害者がどういう状態に陥るかなど、医学的、心理学的な研修を徹底するよう訴えました。

2017年の刑法改正に際しては、被害者からの要望を受け、「暴行や脅迫を加えること」「抗拒不能の状態に乗じること」という要件を撤廃・緩和し、被害者の不同意を要件とすることも検討されましたが、

「同意の有無を要件とした場合、冤罪を生む恐れがある」との意見が出され、見送られたという経過があります。

2017年の内閣府男女共同参画局の調査によれば、性行為を強要された女性の6割近くは、誰にも言わなかったといわれています。被害を受け、それを告発しても、警察、検察、裁判所などで、性犯罪の要件があまりに厳しいことが指摘され、結局訴えてもどうしようもないと断念する人が多いといわれています。

それだけに、被害者団体は、今回の立て続けの無罪判決により、被害者はもはや司法制度を頼ろうという意欲を失うとし、立法に頼るしかないとして署名活動や街頭デモなどを展開しはじめています。

なお、この改正法には、3年後を目途に見直すという付帯決議があり、今後、本格的な検討が進むことが期待されています。

(主な参考資料 2019年4月15日朝日新聞、5月14日東京新聞、5月26日毎日新聞)

ハラスメント規制関連法成立 — 企業のパワハラ対策を義務化

5月19日、職場のハラスメント対策の強化などを柱としたハラスメント規制関連法が成立しました。労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など5本の関連法律を一括改正したものです。

改正の内容は、

- ・セクハラ、パワハラ、マタニティハラスメントを「行ってはならない」と明記
- ・三つのハラスメントの対策として国・事業主・労働者に対し、他の労働者の言動に注意を払う責務を規定。事業主には、被害を相談した労働者に対する解雇などの不利益な取り扱いの禁止
- ・パワハラを、「職務上の優位性を背景に、適正な範囲を超えて、従業員に精神的、身体的苦痛を与える行為」と初めて定義し、パワハラを就業規則に盛りこむほか、相談窓口の設置や相談者のプライバシーの保護、再発防止策などパワハラを防止するための取り組みを事業主に義務化（相談体制の整備などの具体的内容やパワハラにあたる具体的行為を明示する「指針」は、厚労大臣の諮問機関である労働政策審議会で検討し、年内にも定める）
- ・パワハラが常態化し、行政指導をしても改善がみられない場合は、企業名を公表
- ・セクハラ対策の強化の方策として、事業主は、自社の労働者が取引先など社外でセクハラをした場合、被害者側の事業主から事実確認などを求められれば協力するとの努力義務を設け、顧客からのカスタマーハラスメントや就業活動中の学生へのセクハラは「指針」で対策を検討する

- ・女性の活躍は、これまで従業員301名以上の大企業に限っていた女性社員の登用や昇進などに関する数値目標の策定義務を従業員101～300人に拡大する。

なお、パワハラ対策の義務化は大企業では来年4月に始まり、中小企業は同時期に努力義務でスタートし、その後2年以内に義務化される見通しとなっています。

これまでの厚労省によるパワハラ防止の取り組みは、企業の自主的な努力を促す周知・啓発にとどまり、パワハラはいわば「野放し」にされてきました。連合が本年5月8日～9日に20歳～59歳の男女1,000名を対象に実施した調査によると、「職場でハラスメントを受けたことがある」との答えが全体の37.5%に及んでおり、仕事へのモチベーションの低下や心身の不調、退職や転職につながるケースも少なくないという数字になっています。

今回のハラスメント規制法により、企業にパワハラ防止策を義務付けたことは一歩前進と評価できるものですが、事業主がパワハラ加害者の場合、防止策も形ばかりになり、相談することがかえってパワハラを呼びこむことにならないかとの指摘もされています。

パワハラ対策を巡る議論で、労働者側は「禁止規定は不可欠」と主張しましたが、経営者側は「適正な指導との線引きが困難である」と反対し、有識者は「民法など関連法案との整理が必要だ」と慎重な姿勢に終始しました。最終的に厚労省は、どんな行為が違法なのかの定義づけが難しいうえ、暴力を振

るなどの悪質な事案では刑法でも罪に問えるとし、行為自体の禁止規定を入れることは見送られたものです。

パワハラは被害者の尊厳を傷つけ、働く意欲を失わせます。休職や退職、ときには死に追い込むことさえあります。難しいのは、パワハラと業務上の指導の線引きです。ハラスメント規制関連法の実効性を高めるためには、厚労省が何がパワハラに該当するかを分かりやすく指針等で示し、それを企業に徹底するほか、社会全体に徹底していくことが必要です。

国際基準に沿った規制求められる

パワハラやセクハラなどのハラスメントをなくすことは国際的な課題となっています。国際労働機関（ILO）による、世界80か国を対象にした、職場での暴力やハラスメントを規制する法律があるか否かの調査では、60か国が法規制をしていましたが、日本は法規制がない国に分類されていました。

本年6月21日、ジュネーブで開催されていたILO総会において、ハラスメント禁止条約が圧倒的多数の賛成で採択されました。この採択にあたって、日本から参加した政府と連合は賛成しましたが、経団連は棄権したとのことです。

この条約は、暴力やハラスメントを「身体的、精神的、性的、経済的損害を引き起こす許容できない行為や慣行、その脅威」と定義し、政府には職場での暴力やハラスメントを法律で禁止することを義務づけ、被害者を救済する措置を求め、雇用主には被害防止へ職場で適切な措置をとることや、内部通報者らが報復を受けることの防止策も必要であるとし、また、必要に応じて「制裁を設ける」との厳しい内容となっています。

対象となるのは、正規の従業員のほかにインターンやボランティア、仕事を探している人も含まれ、職場だけでなく、出張先や通勤中、SNSなどでのコミュニケーションなどにも適用されるとしています。

今後、ILOの加盟国はそれぞれの国でこの条約を批准するか否か検討し、批准した場合は条約に沿った国内法を整備していくことが求められます。

今回成立したパワハラ防止関連法では、行為そのものの禁止や罰則は盛り込まれておらず、批准となるとさらに法改正が必要になると指摘されています。

（主な参考資料 2019年5月29日・30日日本経済新聞、同東京新聞、5月29日・6月21日朝日新聞、6月17日読売新聞）

セクハラ調査の法務部長を解雇 — 龍角散

著名な製薬会社である龍角散の忘年会での、女性従業員への社長のセクハラ行為について調査を実施した法務部長が解雇され、この法務部長（女性）は6月6日、解雇は無効として地位確認と賃金の支払いを求める訴訟を東京地裁に起こしました。

訴状などによると、昨年12月の忘年会で藤井隆太社長が女性に抱きつくなどのセクハラ行為があったと知った元部長は職務上の調査を開始しました。女性従業員はセクハラの内容を語ったうえで、第三者に相談できる窓口を設置してほしいとの意向を示したということです。

忘年会から11日後の12月17日、元部長は藤井社

長に「セクハラを捏造してけしからん」と言われて自宅待機を命じられ、さらに「女性従業員はセクハラとっていなかったのに、意向と異なる申告をさせた」などとして3月28日付けで解雇されました。

東京都内で記者会見した元部長は「勇気を出さなければ第二、第三の被害者が出ると思い、提訴を決めた」と話しました。

龍角散は取材に「第三者機関の法律事務所に依頼した調査では、セクハラは認められなかった」としています。

（主な参考資料 2019年6月7日東京新聞、6月8日朝日新聞）

改正児童福祉法が成立、体罰禁止を明文化 — 来年4月から施行

千 葉県野田市の事件などこの間の幼児虐待による死亡事故の続発を受けて、親による子どもへの体罰の禁止と、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童福祉法と改正児童虐待防止法が、6月19日に国会で成立し、来年4月から施行されることとなりました。

虐待の理由を「しつけ」と称するケースが後を絶たないことを踏まえ、親権者や児童福祉施設の長らによる体罰の禁止がはじめて明文化されました。今回の改正により、親権者は「児童のしつけに際し、体罰を加えてはならない」とされました。政府は今後、体罰を定義するガイドラインを作成することとなっています。

親権者による懲戒については、「民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により懲戒してはならない」とされました。これは「親権者は、監護及び教育に必要な範囲で子どもを懲戒できる」とする民法822条の現行規定を踏まえたものですが、「監護・教育上必要な懲戒」と称する体罰を許すことになりかねないとの指摘が国会でも出されています。改正法では、児童相談所の体制強化に関連し、保護者との関係を気にして、一時保護をためらうケースがあることから、虐待が疑われる家庭への立ち入り調査や子どもの一時保護を行う職員と、保護者支援を行う職員を分け、「児童相談所」の介入機能を強化することが定められました。全ての児童相談所に医師と保健師を配置し、いつでも弁護士による助言・指導を受けられる体制の整備も盛り込まれました。

また、転居後も切れ目のない支援を続けるため、児童相談所や関係機関の間で速やかに情報を共有するとともにそれらの職員に守秘義務を課すこと、DVの対応機関との連携を進めることも定められました。

さらに、都道府県や児童相談所は、虐待した親権者らに医学的・心理学的な知見に基づく指導を行うように努めるとの規定も設けられています。

児童虐待事件では、児童相談所が問題を把握しながら対応が後手に回るケースが多く、児童相談所の数も質も抜本的な改善が必要との声が強く出されています。国会審議でも、野党からは中核市の児童相談所設置の義務化や弁護士の常勤配置、虐待事案に対応する児童福祉司の資格の見直しなどが主張されましたが、財政面や人材確保などの懸念からいずれも見送られました。

これらの措置にはいずれも相当程度の予算措置が必要ですが、我が国の「社会的養護」（困難な境遇の子どもを社会で養育すること）にかかる国の予算は、国民総生産（GDP）の0.02%であり、アメリカ（2.6%）などと比べて大きく見劣りするものとなっています（2014年度厚労省児童問題調査研究事業「社会的養護制度の国際比較に関する研究」から）。

今回の改正で体罰禁止が明記されたことは紛れもない前進ですが、罰則規定はなく、また民法の懲戒権については施行後2年を目途に見直しを検討するとされ、当面は残されることになりました。今回の改正法が、「体罰は虐待であり認められない」という強いメッセージとなって親の意識を変え得るかは不透明です。

また、今回の法改正に関連し、国が踏み込んだ予算措置を想定、準備したとは言えない状況が国会審議等で明らかになっています。この問題の重要性に鑑み、引き続き注視が必要です。

（主な参考資料 2019年5月27日、6月19日東京新聞、6月19日日本経済新聞）

布川事件国賠訴訟、証拠開示の在り方問われる

1 967年に茨城県で起きた強盗殺人事件「布川事件」で無期懲役刑が確定し、2011年に再審無罪となった男性が国と県に1億9千万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁（市原義孝裁判長）は5月27日、検察官による証拠開示の拒否や公判での警察官の偽証を違法と認定し、県と国に連帯して約7,600万円を支払うよう命じました。

🗨️ 検察官の証拠不開示は違法

判決で市原裁判長は、県警の警察官が取り調べ段階で男性に、「母親が早く自白するように言っている」「被害者宅近くで男性を見たという目撃者がいる」などと発言した内容は虚偽で、欺くような取り調べ手法は違法であるとし、ほかにも供述の誘導があったと認定しました。また、警察官が取り調べを録音したテープの存在を隠し、公判で偽証したと批判しました。

また、検察官の証拠開示については、「裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白なものについては、被告に有利か不利かを問わず法廷に出す義務がある」と指摘し、控訴審段階で弁護側が目撃者に関する捜査報告書や別の目撃証言を巡る参考人調書などの開示を求めたにも拘わらず、検察官が「関連性や必要性が薄い」として開示を拒絶したのは「合理的な理由がなく、違法である」とし、このような違法行為がなければ、遅くとも控訴審では再審判決と同様に無罪判決が出ていた蓋然性が高かったと指摘しました。

男性には既に拘束された29年分の刑事補償として約1億3千万円が支払われていますが、判決は検察・警察の違法行為により控訴審判決時点から損害が発生していたと認定し、刑事補償額を差し引いた7,600万円の支払いを命じたものとなっています。

判決後に記者会見した男性は、「警察官のうそと検察官の証拠独占が冤罪を生む。踏み込んだ判決に感謝している」と語っています。

今回の判決では、検察官の手持ち証拠について、裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものは法廷に出す義務があると判示し、加えて、明白であるとは言えないものでも、被告人側から具体的に特定しての証拠開示の申し立てがあれば、開示をしない合理的な理由がない場合には、証拠開示義務があると明示しました。

🗨️ 「公益の代表者」である検察官の証拠開示義務徹底の必要

ところで、通常審においては、裁判員制度の導入に先立ち、2005年から一部の重大事件などで公判前整理手続きが導入され、この中で、証拠開示（類型証拠、主張関連証拠）の充実も図られつつあります。2016年からは、公判前整理手続きの中で証拠一覧表の交付制度も開始されています。

しかし、制度の対象とならない事件も多く、対象となっても本当に全ての証拠が開示されているという保証はありません。

「公益の代表者」である検察官が、合理的な理由なく証拠開示を拒否することは本来できないはずであり、今回の判決により、手持ち証拠は基本的に全て法廷に出すという規範が働いていくことが期待されます。

🗨️ 再審における証拠開示も必要

問題は再審における証拠開示義務です。今回の判決でも、再審請求中の証拠開示に検察が応じなかったことについては、「違法があったとまでは認められない」として認容しませんでした。

刑事訴訟法で再審請求についての証拠開示の規定がないことや、通常審と再審の訴訟構造の違い（前者は当事者主義、後者は職権主義）がその理由と考えられますが、「公益の代表者」の観点は全ての裁判に当てはまるはずのものです。

日弁連は、本年5月10日に再審での証拠開示が適切に行われるための意見書をまとめています。ここでは、積極的な裁判官と消極的な裁判官の間で生じる「再審格差」の問題を指摘しています。

近年再審無罪となった松橋事件、東電女性社員殺害事件、東住吉事件などでは、検察側の証拠開示による「新証拠」が確定判決をゆるがせ、無罪判決の決め手となっており、意見書では再審における証拠開示の法制化の必要性についての提起がなされています。

（主な参考資料 2019年5月27日朝日新聞、同毎日新聞、同28日東京新聞、2019年5月10日付日弁連「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」）

核心司法・公判中心主義への取組評価 — 裁判員制度10年報告（最高裁）

司 法制度改革の重要な柱のひとつとして開始された裁判員制度は本年5月で10年を迎え、最高裁事務局は「裁判員制度10年の報告書」をまとめています。報告書はこの制度が裁判員として審理に参加した人と国民から肯定的に受け止められていることを確認するとともに、これを契機に核心司法・公判中心主義など、刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになったとしています。

争点整理・立証などに大きな変化

報告書は、裁判員制度のもとでの第一審の成果として、

- ・ 公判準備では、起訴後早期の打ち合わせ、柔軟かつ幅広い早期の証拠開示、早期の公判期日指定などの取組が定着している
 - ・ 公判では連日開廷による集中した審理が実施され、簡潔な冒頭陳述、人証中心の立証、書証の厳選といわゆる刺激証拠の取り扱いや採用上の工夫、公判前整理手続で整理された判断枠組みに即した主張の展開など、法曹三者の取組の積み重ねがなされている
 - ・ 量刑については、裁判員制度の導入を契機に、量刑評議に関する司法研究が行われるなどして、行為責任を基本とする量刑判断の枠組がより明確にされた
 - ・ 量刑以外の点についても、難解な法律概念について、本質に立ち返った整理が提言された
 - ・ 経験者アンケートでは、評議が「話しやすい雰囲気であった」とする割合は概ね70%台後半で推移している
 - ・ 判決では、量刑傾向は動き続けており、・・・裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることがうかがわれる
- などを挙げています。また課題としては、
- ・ 公判前整理手続の長期化傾向の改善に向けた、法曹三者のより一層の検討・取組
 - ・ 事案に即した適切な主張立証の不断の探求
 - ・ 評議時間の増加への原因究明
 - ・ 刑事裁判に裁判員が参加する意義を踏まえた、事案に応じた柔軟な対処

- ・ 守秘義務や精神的負担、障がい者への対応など、裁判員の負担軽減への配慮などを挙げています。

刑事司法全体に及ぼした影響も

報告書はまた、

- ・ 裁判員裁判の取組や理念の波及として、控訴審における破棄率や事実調べの割合が低下していることなど、事後審の徹底（第一審の尊重）が図られている
 - ・ 裁判員裁判のプラクティスを非対象事件の審理に活用する問題意識が広がっている
 - ・ 裁判官裁判時代（平成18～20年）と比べ、平成24～30年では裁判員事件の保釈率は4.5%から10.7%に、全事件では平成20年の14.5%から平成30年では32.5%に上がっているなど、保釈の運用に変化がみられる
- など、裁判員制度が刑事司法全体に及ぼした影響に触れています。

裁判員候補者の辞退率は無視できず

裁判員は正当な理由がなければ辞退は認められないことになっていますが、辞退率は平成24年には61.6%であったところ、29年には66.6%になっています。報告書は、「これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はなく・・・現在の辞退率は制度の安定的運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないといえよう」としていますが、審理期間の長期化の中で、裁判員の時間的負担は確実に増加しています。労務行政研究所がおこなった調査では、回答のあった440社のうち、裁判員休暇があったのは56%、従業員300人未満では約41%にとどまっており、裁判員経験者の中には無断欠勤扱いで退職に追い込まれた例も報告されています。審理の長期化の原因究明とともに、時間的負担への保護策の充実が必要です。

「市民感覚の反映」は困難な課題

裁判員制度の目的の一つは市民感覚を裁判に反映させることされ、導入後、子どもや女性が被害者になる虐待や性犯罪では量刑が重くなる一方、介護疲

れをきっかけとした殺人などでは軽くなっています。報告書は第一審の尊重を確認していますが、裁判員裁判の結論が控訴審で見直される割合は増加傾向にあり、制度開始後の10年では5%にとどまっていたものが、15年では16%にのぼっています。裁判官を含む裁判でなされた判決が控訴審で破棄されることは、裁判員の努力を無にする結果となり、無力感や不信感を醸成することにつながるでしょう。他方、黙秘権や無罪推定など、刑事裁判の原則への理解を欠いた判断が被告人の権利を侵害する判決につながることに警戒が必要です。

🗨️ 制度普及に「守秘義務」の壁

裁判員は評議の経過や、そこで出た意見を公表することはできず、違反すると懲役または罰金刑に処せられます。このために、裁判員が経験した評議の

内容や制度の意義は広がりにくいといわれます。報告書は「各裁判体においては・・・裁判員に対し、判決後の機会に事案に応じて具体的で分かりやすい守秘義務の説明を行うとともに、裁判に参加しての感想や体験談を周りの方々に伝えていただくようお願いしているところであり・・・」としていますが、素人の裁判員が守秘義務の範囲と許される行為の限界を理解することは極めて困難と思われまます。「裁判員経験者ネットワーク」などは評議の内容を原則として自由に話せるよう、裁判員法改正を法務省や国会に求めるとしていますが、傾聴に値すると思われまます。

(主な参考資料 最高裁判所「裁判員制度10年の総括報告書」、朝日新聞2019年6月10日～16日「裁判員10年」)

ハンセン病家族訴訟で賠償命令 —熊本地裁

ハンセン病患者に対する国の隔離政策により、損害を被ったとして患者の家族が国に損害賠償を求めていたハンセン病家族訴訟で熊本地裁は6月28日、国の責任を認め、元患者の家族に総額3億7,675万円の賠償を命じました。

ハンセン病患者の隔離政策については2001年の熊本地裁判決が違憲性を認め、元患者らへの謝罪と補償がなされていますが、家族が被った被害については顧みられてきませんでした。28日の判決は、

「国はハンセン病隔離政策などにより、患者の家族が大多数の国民らによる偏見差別を受ける一種の社会構造を形成し、差別被害を発生させた。被害の実情は①村八部②就学拒否③結婚差別④就労拒否⑤進路や交友関係など人生の選択肢の制限⑥家族関係の形成の阻害といったものが含まれる。これらの差別被害は個人の尊厳に

かかわる人生被害であり、また生涯にわたって継続しうるもので、その不利益は重大である」とし、ハンセン病は遅くとも1960年には患者を隔離しなければならぬ特別の疾患ではなくなっていたとして、隔離政策を廃止しなかった厚生相(厚生労働相)、偏見差別除去のための啓発活動を十分に実施しなかった法相、偏見差別の是正を含む人権啓発教育に適切な措置をとるべきであった文相、そして65年から96年まで隔離規定を廃止しなかった国会議員など、立法の不作为を含む国の責任を認めています。また時効の起算点も、2015年、鳥取地裁判決をきっかけに代理人弁護士らから国が加害者であることなどを指摘された、2015年9月以降としています。

(主な参考資料 2019年6月28日朝日新聞)

取り調べ全過程の録音・録画義務化 (刑事司法改革関連法全項目実施)

2016年5月に成立した一連の刑事司法改革関連法のうち実施が残されていた、裁判員裁判対象事件と検察独自事件で逮捕・勾留された被疑者の取り調べの全過程の録音・録画（可視化）の義務化が、刑事訴訟法改正法の施行により6月1日から施行され、関連法的全項目が実施されたこととなります。

🔍 検察側は自白の任意性立証に活用

取り調べの可視化は2010年に発覚した大阪地検特捜部の証拠品改ざん事件などの中で急速に進み、最高検によると、昨年度上半期では裁判員裁判対象事件1,274件の98.4%（1,254件）と、検察独自捜査事件の全件で全過程が可視化され、また警察庁によると昨年度1年間の警察の取り調べでは、裁判員裁判対象事件の87.6%（2,860件）で、全過程が可視化されています。

可視化の目的は密室における自白の強制や違法な取り調べの防止による、えん罪の防止と被疑者・被告人の権利の保障でしたが、この制度は検察側が取り調べの任意性を立証するために活用されています。被疑者が取り調べ段階の自白を翻して任意性を争う場合、映像は裁判員に強い印象を残すために、捜査機関にとっての「武器」としてとらえられるようになったといわれます。2016年の宇都宮地裁の裁判員事件では、自白を強いられたとする弁護側の主張に対して7時間に及ぶ取り調べ映像が再生され、判決は映像の供述態度から有罪を認定しました。これについて2018年の東京高裁控訴審判決は、補助証拠である映像で有罪を導いた手続きを違法としました。

🔍 任意捜査、裁判員裁判対象以外は除外、 自白の強要の危険は残る

取り調べの可視化はこれまでの自白偏重の文化を変えつつあるといわれ、防犯カメラや遺留物のDNA鑑定、指紋など、科学捜査の高度化が進んでいますが、逮捕前の任意捜査は可視化の対象外であるために、強引な取り調べは任意段階の捜査に前倒しされているという指摘があります。本年3月、千葉地裁は、成田署に21時間以上留め置かれた際に作られた殺人

事件としての上申書について、「多大な苦痛を与えた任意捜査は許容される限度を超えており、違法」として証拠から排除し、殺人を否定して傷害致死を適用する判決を出しています。また裁判員事件以外の捜査では可視化は求められず、長時間の取り調べが報告されています。

🔍 「司法取引」にも残るリスク

2016年5月に成立した刑事司法改革関連法は、証拠開示の拡大、通信傍受の対象犯罪の拡大（2016年12月施行）、国選弁護の拡大、司法取引の導入（2018年6月施行）、取り調べの録音・録画の義務化、通信傍受の効率化（2019年6月施行）と進められ、全制度が実施されたこととなります。

これらのうち、司法取引では日産自動車前会長のカルロス・ゴーン被告を巡る事件で日産幹部が取り調べに応じたり資料を提出するなどして、起訴猶予となっていますが、偽りの供述で無実の人をえん罪に陥れる「巻き込み」への懸念は残ります。通信傍受については今回の施行により、通信事業者の施設での立ち合いが不要になります。

市民生活における関係性の希薄化、ITの爆発的進展とコミュニケーション手段の変容、グローバル社会の進展などの変化の中で、犯罪の効果的抑止・捜査と基本的権利の保障をどのように調整していくべきかは今後も困難な課題です。

(主な参考資料 2019年5月31日朝日新聞、6月1日読売新聞、同東京新聞)

取り調べの可視化が義務付けられる範囲

		警察	検察	対象事件数
裁判員裁判対象事件	逮捕前	×	×	3197件
	逮捕勾留中	○	○	
検察独自事件	逮捕前	—	×	83件
	逮捕勾留中	—	○	
その他の逮捕・勾留事件		×	×	約11万件
在宅捜査事件		×	×	約19万件
被害者や参考人		×	×	

※事件数は裁判員裁判と検察独自が2017年度、その他は17年、2019年6月1日東京新聞より

法の支配 (rule of law) の後退に懸念 (ワールド・ジャスティス・プロジェクト)

2019年は、国連が2015年に採択した、持続可能な開発目標 (SDGs) の中間的点検の年に当たり、各国は報告に向けて取り組んでいます。SDGsの目標16には、司法アクセスの推進も掲げられていますが、国際NPOとして活発な活動を展開し、アメリカに本拠を置くワールド・ジャスティス・プロジェクト (WJP) は2月末に2019年の法の支配インデックスを公表しました。これによると、世界の法の支配の推進の取組みは、特に政府の権力の抑止という点で多くの国で前年からの後退を示しています。

このインデックスはWJPによる各国の世論調査と専門家へのアンケートに基づき、8つの要素により法の支配をスコアにまとめたもので、2019年には126か国が対象となっています。

8つの要素としては、政府の権力の抑制、不正の不存在、開かれた政府、基本的権利、秩序と安全、規制の執行、民事司法、刑事司法があり、インデックスはこれらの要素別にスコアを集計するとともに、全体としてのスコアと順位をまとめています。

政府の権力の抑制という要素は、立法府、司法部、独立した検査や監査などにより、政府の権力が効果的にチェックされているか、また権力の移行が法に基づいてなされているかなどにより判断されますが、このスコアは61か国で前年より低下したのに対し、同水準を保ったのは23か国、改善されたのは29か国にとどまっており、これについてWJPのディレクターは深刻な懸念を表明しています。

🌐 北欧諸国に高い評価、日本は15位

このインデックスで高いスコア (可能な最も高いスコアは1.00) を示しているのは北欧の国が多く、1位はデンマーク (0.90)、次いでノルウェー (0.89)、フィンランド (0.87)、スウェーデン (0.85) の順になっています。このほかOECDの主な加盟国では、オランダ (0.84、5位)、ドイツ (0.84、6位)、イギリス

(0.80、12位)、フランス (0.73、17位)、アメリカ (0.71、20位) などとなっています。日本は、スコアとしては0.78で、全体の15位となっていますが、アジア・オセアニア地域では15か国中4位、所得別の最も高所得グループの中では38か国中15位となり、要素別では、政府の権力の抑制としては0.71、開かれた政府としては0.69という比較的低いスコアに対し、法と秩序では0.92と、高いスコアになっています。

法の支配 (rule of law) を巡っては、その定義についても学説に争いがあり、異なった政治体制下にある国を同じ尺度で図ることが適切かどうかという問題はありますが、法の支配を国の外見的要素 (法や制度) だけでなく、人権を含む実体的要素を伴うものとして数量的に評価する試みは注目されます。

(主な参考資料 2019 WJP Rule of Law Index)

WJP インデックス・日本

全体的スコア	アジア・オセアニア順位	所得別順位	全体的順位
0.78	4/15	15/38	15/126

要素別スコア (日本)

	傾 向	要素のスコア	地域の順位	所得別順位	全体の順位
政府の権力の抑制	—	0.71	4/15	22/38	23/126
不正の不存在	▼	0.82	4/15	13/38	13/126
開かれた政府	—	0.69	5/15	21/38	22/126
基本的権利	—	0.78	3/15	17/38	17/126
秩序と安全	—	0.92	3/15	5/38	5/126
規制の執行	—	0.78	5/15	16/38	16/126
民事司法	—	0.79	2/15	9/38	9/126
刑事司法	—	0.74	2/15	10/38	10/126

2019 WJP Rule of Law Index 91 ページより作成

安保法制違憲訴訟傍聴記 (2)

新安保法制の違憲性を明言 一前橋地裁ではじめての証人尋問

佐川 孝志

2016年4月、寺井一弘弁護士（元法テラス理事長）らを共同代表とする「安保法制違憲訴訟の会」が提起した安保法制違憲訴訟は、既成の政党や組織の支援を受けない全くの草の根運動でありながら、この3年余で圧倒的な広がりを見せ、本年5月31日現在、全国22地域、25裁判、原告総数7,675名というかつてない大運動になっています。

私は、この間、東京地裁における国家賠償請求訴訟と自衛隊出動差止訴訟を時間の許す限り傍聴してきました。このうち、国賠訴訟においては提訴以来の2年間で裁判官が7名交代するという異常ともいふべき異例の事態になっており、両訴訟とも原告側が申請した証人尋問が認められないなど、裁判所が原告側の主張に腰を据えて耳を傾ける姿勢を著しく欠いていることが顕著になっています。

札幌地裁は、4月22日に、証人尋問はおろか本人尋問も行わないまま「平和的生存権は法律上保護された具体的権利ではない」「自らの信条や信念と反する立法等によって精神的苦痛を受けたとしても受忍されなければならない」「安保法の違憲性を判断するまでもない」などとして原告敗訴の判決を示しました。

これは、不当な手続きによって憲法違反の立法がなされ、個人の人権が侵害されているとの訴えがあったときに、その声に真摯に耳を傾け、最大の争点である安保法制の違憲性についてきちんと司法判断を下すという本来の裁判官の在り方に背を向けているものといわざるを得ません。

また、広島地裁においては、「(違憲性についての認否を明らかにしない国に) 認否を明らかにするよう釈明権を行使すべき」との弁護側の要請に応えない裁判官に対し忌避の申し立てをするに至っています。

このような状況にあって、前橋地裁においては、原告側が申請した証人尋問が全国ではじめて認められたということが伝えられ、私は傍聴に出向くことにしました。

6月13日正午から、前橋地裁に隣接する教育会館で、「安保法制違憲訴訟ぐんまの会」が主催する事前集会在開催されました。会場には、百数十名に及ぶぐんま訴訟の会の方をはじめ、この訴訟を戦っている釧路や岡山など全国から原告の代表や弁護士が参加されており、大変な盛り上がりでした。この熱気とエネルギーが今回の証人尋問を実現させた実感しました。

午後2時、前橋地裁の最も大きい法廷（傍聴席60席は満席で、抽選にもれた多くの原告の方などが裁判所隣の集会場で待機する中で）で証人尋問は開始されました。

この日、証人となったのは半田滋氏（東京新聞論説・編集委員）、志田陽子氏（憲法学者、武蔵野美術大学教授）、宮崎礼壹氏（元内閣法制局長官）の三氏でした。

新安保法制は戦争法

この日最初に証人として立ったのは、半田氏でした。

半田氏は概要次の通り証言しました。

1992年から防衛省や自衛隊を今日まで継続して取材してきた。この間の自衛隊の海外出動についても現地取材を行ってきた。南スーダンにおいては、2016年7月には、政府軍と反政府軍との間で自衛隊の宿営地を挟んで銃弾が飛び交う、激しい戦闘があった。このとき、自衛隊員には実際には武器使用はなかったものの武器使用準備の指示が出されていた。

また、2017年5月、自衛隊の護衛艦「いずも」が新安保法制に基づく米艦防護で出動した。仮に北朝鮮に攻撃されたらヘリコプターなどで防護するというものであった。

このような自衛隊による米軍防護は、2016年は2回であったが、2017年は16回と8倍にもなった。共同行動中に武器使用となり、戦闘になる可能性は十分にある。

このほかにも、2016年にクウェートに派遣された自衛隊機が攻撃されるなど、後方支援だからといっ

て安全とはいえない状況が続いている。

アメリカは2001年のアフガニスタン、2003年のイラクなど10年に一度戦争をしてきた国である。ただ、それらのときには日本は特別措置法で対処してきたが、これからは恒久法によって、いつでも、遠くへ行っても戦争に加わる国になったといえる。

政府はアメリカとの軍事同盟が抑止力になるとして、昨年末には新防衛大綱を定め、「いずも」の攻撃型空母化、長距離戦略爆撃機や大陸間弾道弾の保有の方針を示している。

政府は抑止力を高めているとっているがこれは誤りであり、新安保法制は疑いようもなく戦争を行う戦争法である。

戦争への不安、危惧により訴えを提起した原告の主張はしごくもったもなものである。

人格権の侵害もたらす

続いて証言に立ったのは志田陽子氏です。志田氏は次の通り証言しました。

自分は憲法学が専門分野であり、表現の自由の制約原理として人格権について研究を続けてきたが、現在は人格権全般をテーマとしている。

人格権は、第一に人の生命・身体・個人の尊厳などの人格的利益と、第二に人格的自律に関する利益がある。ここで問題になるのは、第一に人格権そのものが脅かされる恐れがあるかどうかであり、第二に生活の平穏や内心の静溢がおびやかされ、当人の判断や思想に基づく自律的な在り方が侵されていないかということである。

今回、6名の陳述書を読み込んだが、例えばある原告は、太平洋戦争末期の大空襲で死すれすれの経験をし、戦後もPTSDに苦しみ続け、意に反してつらい記憶が飛び出してきて、生活をおびやかされる経験をしてきた方である。何とか平穏な生活を続けるべく大変な努力を続けた方であるが、今回の新安保法制によって、かろうじて保ってきた平穏な生活が崩れ、大きな苦痛を背負っておられる。

これは、本人にとっては、第一類型の人格権侵害と併せて第二類型の人格権も侵害されているといわざるを得ないものである。

他の4名の原告は、幼少期に戦争体験があったり、身近な家族に戦争体験がある方であるが、復員した家族のPTSDなどによる強い影響を受けておられる

ことが認められる。

また、憲法9条を支えに生きて来られた、戦争をしない国になったという信頼感が、新安保法制法によって崩されてしまったという衝撃、自分たちがよって立つ自律的基盤が崩されるとともに、憲法改正の手続きを取らずに実質的な改憲をなされた喪失感に悩まされている。平成3年3月に、最高裁は水俣病裁判に関連し、期待される手続きが遅延したことについての人格権侵害を認めたが、今回の事例も本質的には同じ内容である。

もう一名の方は、戦争体験のない比較的若い方だが、戦争をしない国だという信頼感が崩され、強い不安感をもたれている。また、将来の自分の子どもへの不安も強く持たれている。このような不安感を持たない方がいることも事実だが、考えないようにしているから不安感を持たないのに過ぎないのではないか。

受忍限度論もあるが、それは基本的には私と私の利益の衝突の問題であり、本件のように国家の行為が人格権の侵害をもたらしている場合は、甘受しなければならないいわれはないものである。

(2018年6年に実施された北朝鮮の弾道ミサイルの着弾可能性に基づく落下訓練などにより)原告らを感じる精神的不安は具体的なものであり、人格権の侵害だと指摘しうる。

「武力行使の新3要件」は極めて曖昧

最後に宮崎礼壹氏が証言しました。宮崎氏は、長年に亘って内閣法制局長官ないし第一部長として法令審査事務と国会等での意見陳述義務を果たしてきました。

宮崎氏は、次の三つの点で、新安保法制が明白に憲法に違反すると断言しました。

第一に憲法9条1項、2項の明文の規定に一見明白に反すること、第二に長年の政府の解釈と国会の議論に反すること、第三に政府の「武力行使の新3要件」が極めて曖昧で混乱を招くものであり、第9条にも反するものであることである。

それぞれについて付言すると、第一の憲法9条の明文規定との関係では、9条1項は「戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」としており、ここから我が国への攻撃を振り払う、個別的な自衛

権は保有するが、他国への武力攻撃にこちらから加わっていくということは考えられないし、第2項の戦力の不保持については、自衛隊は戦争を行使する戦力ではなく、我が国への攻撃を振り払う程度の必要最低限の実力が自衛隊であり、その目的の範囲で合憲であるとしてきたものである。従って、国際紛争を解決するための武力行使をすれば、第2項の「戦力」にあたることとなる。

第二に、長年の政府解釈についてであるが、1972年に参議院に提出した政府見解では、「集团的自衛権の行使は、憲法が容認する自衛の範囲を超えており、違憲である」としている。これは、政府でも確立した見解で国会でもそう捉えられてきた。一貫した政府の解釈であり、歴代の内閣もそのように答弁し、確認してきた。集团的自衛権は限定的なものを含め認められないというのは長い間、憲法9条を国家として実践してきたことだといえ、横島内閣法制局長官が4年前に国会で証言した、「1972年の政府見解にある武力攻撃という部分は必ずしも我が国に対するものに限られていない」というのは不可解であり、誤りである。

第三に、2014年に政府が閣議決定した「武力行使の3要件」については、存立危機事態とか色々限定するようになって見えて、実は極めてあいまいで混乱を招くものである。安倍首相が存立危機事態について問われ、地雷設置によるホームズ危機を例示したことがあるが、単なる経済危機で、ペルシャ湾という地理的にも遠い国のことであり、全く限定になっていないのは明らかでないか。米軍に攻撃があった場合、その内容を我が国が把握し、主体的に判断するのは困難である。また、武力を行使した場合、存立危機事態が消滅したとして日本だけが戦線を離脱することはできないであろう。結局、安全保障や軍事の面であいまいなことは、重大な混乱を招き、かえって我が国の存立危機事態を招くことになりかねず、9条の求めるものに反すると思われる。

第二次大戦後、軍事同盟による戦争はやめ、国連軍を設置しようとする動きがあったが、米ソ冷戦は始まり、それぞれが軍事同盟に走ってしまい、ベトナム戦争などで集团的自衛権は戦争の口実ともなった。

日本は第二次世界大戦で加害者の立場となり、憲法9条をもつことができた。冷戦が終わった今日、集团的自衛権は時代遅れであり、今後は、国連による集团的安全保障の道を進むべきである。

この日、半田氏、志田氏の証人尋問は各20分、宮崎氏の証人尋問は1時間という制限時間の中で行われましたが、半田氏は自衛隊活動の現場を取材してきたジャーナリストとして、志田氏は原告の陳述書を憲法学者として読み込んだうえで、新安保法制による原告に対する権利侵害の事実を明確に証言し、政府の憲法解釈の最高責任者であった宮崎氏は明確に新安保法制が憲法9条に違反し、違憲であると明言しました。

国会などで、安倍政権を付度し、事実を隠し、責任逃れの発言を繰り返す幾多の「証人」や「参考人」とは全く異なり、自らの経験と良心に基づき、事実関係を踏まえてたんたんと言証する3人に対しては、証言が終わった時、傍聴席から大きな拍手がおきました。

前橋地裁では、9月には原告本人尋問が行われる予定です。この証言を受けて今後どのように展開していくのか、更に注目されます。

ところで、伝えられるところによると、横浜地裁の安民法制違憲訴訟と、東京地裁に原告と代理人が全て女性の「おんなの会」が提起している安民法制違憲訴訟においても、証人尋問が行われる方向性が示されたとのこと。前橋でいわば点として始まったものが、横浜が加わり線になり、東京で面になろうとしています。

この訴訟は、戦後70年、憲法9条が支えてきたこの国の在り方、平和構造そのものを根源から問うており、政治に対する司法の在り方、法律家の在り方を問う総力で問う戦いとなっています。

最高裁まで争われるであろうこの訴訟を最後まで支援していきたいと思っています。



「安民法制違憲訴訟ぐんまの会」の集会

編集後記

Editor's notes

- ◇ 最高裁による大崎事件再審取り消し決定は各方面に衝撃を与えています。「疑わしきは被告人の利益に」の大原則は再審事件にも適用されるべきであり、また検察官により重要な証拠である写真のネガが35年もの間隠されていたことも大変な問題です。
- ◇ 強制不妊をもたらした旧優生保護法の違憲性が確認されましたが、被害者への司法救済はなされませんでした。法の支配の形骸化というのは言い過ぎでしょうか。
- ◇ 一連の性犯罪無罪判決の背景には、日本の男性優位社会があると思われます。変わりゆく社会の認識に鈍感な司法への不信感が立法への期待に向かうというのはある意味で本末転倒では、と思います。
- ◇ 幼い命を奪う虐待に対して体罰禁止を明確にした児童福祉法などの改正がありました。子どもの福祉の最後のとりでは「体を張って」でも子どもを守る親、教師、児相職員などの決意ではないでしょうか。
- ◇ 裁判員裁判制度の発足から10年、法曹三者の評価としても、国民の評価としても相当高いものになっているようです。それだけに、裁判員の負担軽減、控訴審のありかた、守秘義務の見直しなどの課題に取り組むべきではないでしょうか。
- ◇ ハンセン病家族訴訟判決（熊本地裁）では、国会議員の立法懈怠を含む国の不作為が厳しく認定されました。
- ◇ 金融審議会の作業部会がまとめた「高齢社会における資産形成・管理」という報告書の受け取りを財務大臣はこれまでの政府の方針と違うとして拒否しました。審議会を政府広報の下請け機関とみる政府の身勝手な認識には驚くほかありません。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、shihouaccess.suishin@gmail.com にお寄せください。